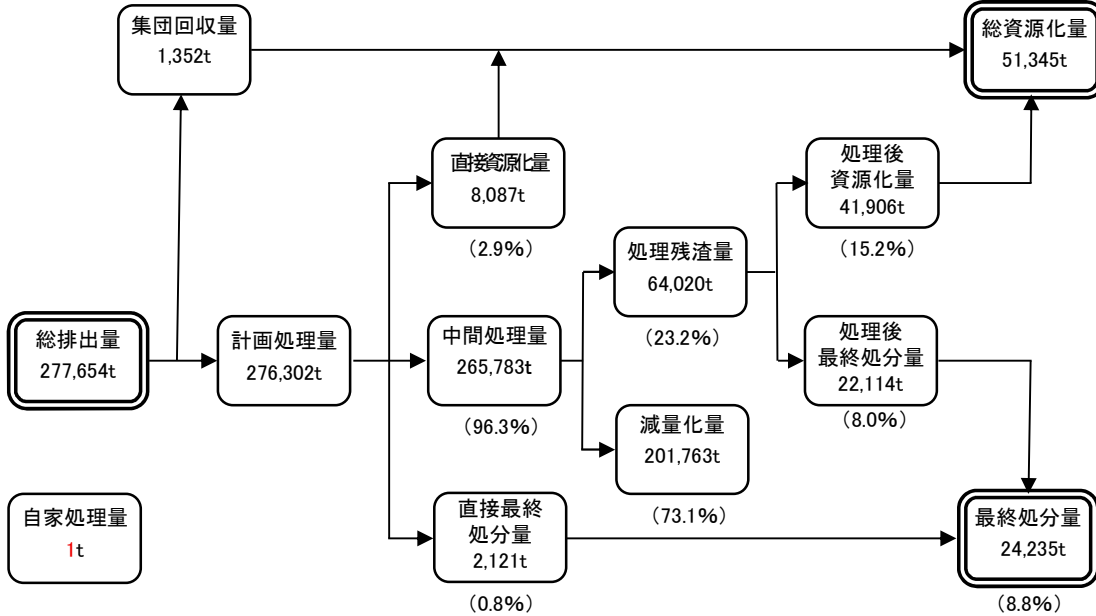


(参考1)

1. 一般廃棄物の状況(令和6年度)

I ごみの状況

【ごみ処理の流れ(令和6年度)】



※ごみ総処理量＝直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量であり、翌年度への繰り越しや、搬入時と処理時の計量器の違いなどにより、「計画処理量」とは一致しない。
 ※（ ）内の数値はごみ総処理量に占める割合。
 ※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

【ごみ処理の内訳】

ごみ総処理量 275,991t (100%)		
焼却による減量 201,763t (73.1%)	最終処分場で埋立 24,235t (8.8%)	資源化量 49,993t (18.1%)

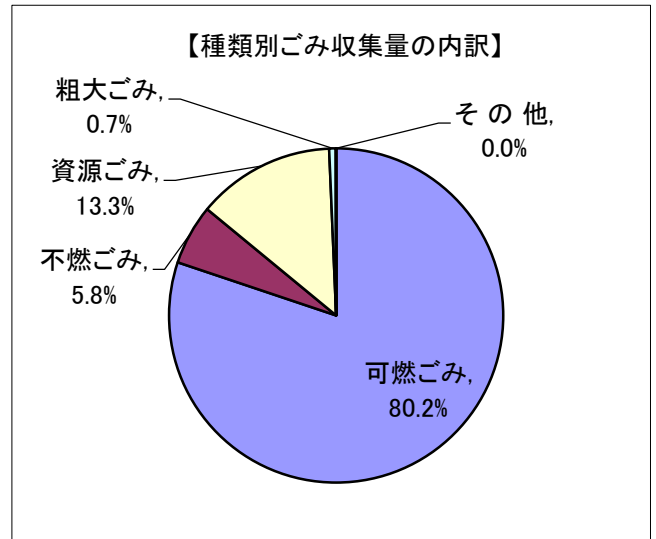
リサイクル率＝ $\frac{\text{資源化量 } 49,993\text{t} + \text{集団回収量 } 1,352\text{t}}{\text{ごみ総処理量 } 275,991\text{t} + \text{集団回収量 } 1,352\text{t}}$ = 18.5%

【ごみ総排出量の内訳】

(単位: トン)

収集量合計 (A)	263,399	(100%)
内訳	混合ごみ	0 (0.0%)
	可燃ごみ	211,104 (80.2%)
	不燃ごみ	15,387 (5.8%)
	資源ごみ	35,135 (13.3%)
	粗大ごみ	1,714 (0.7%)
	その他	59 (0.0%)
直接搬入量 (B)	12,903	
計画処理量 A+B (C)	276,302	
自家処理量 (D)	1	
集団回収量 (E)	1,352	
総排出量 C + E (F)	277,654	

【種類別ごみ収集量の内訳】



(単位：トン)

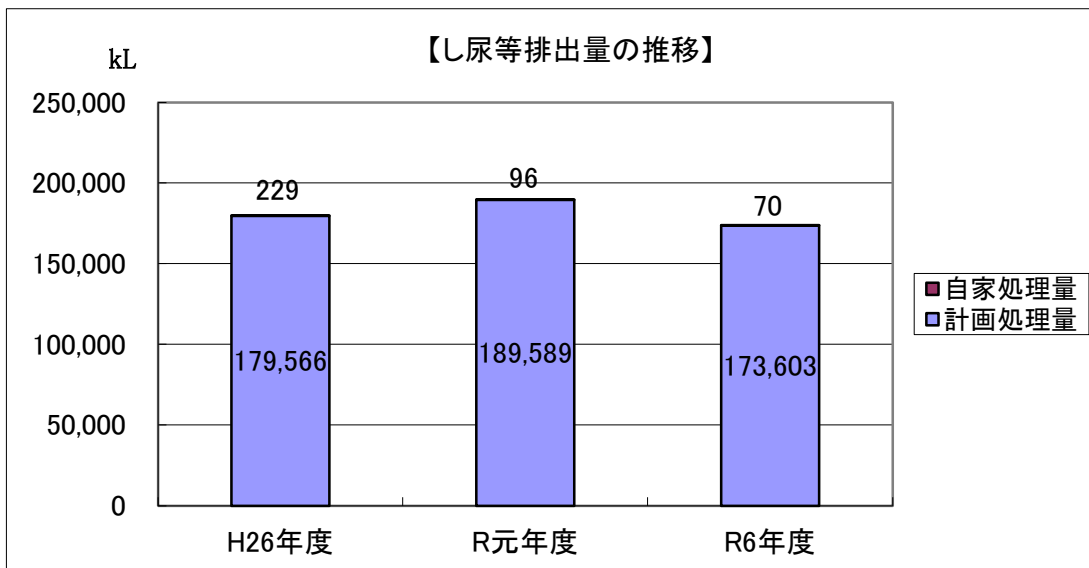
	令和5年度	令和6年度	増減	前年度比
生活系ごみ搬入量	188,654	180,738	△7,916	△4.4%
事業系ごみ搬入量	96,092	95,564	△528	△0.6%
集団回収量	1,508	1,352	△156	△11.5%
ごみ総排出量	286,254	277,654	△8,600	△3.1%

II し尿の状況

【し尿・浄化槽汚泥処理の状況】

(単位：kL)

	計画処理量			自家処理量	総処理量
	くみ取りし尿	浄化槽汚泥	計		
令和6年度	41,086	132,517	173,603	70	173,673



(単位 人)

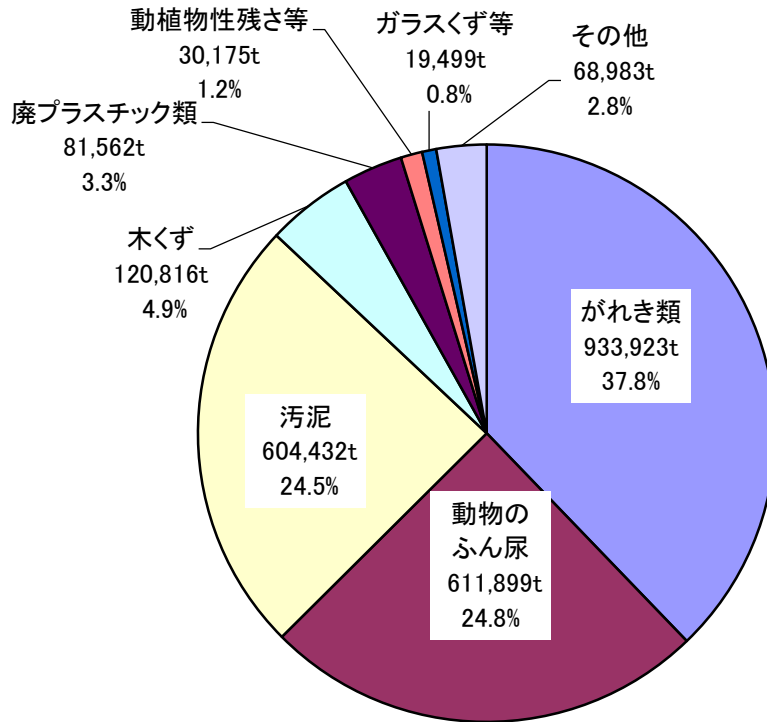
総	人口	941,780 (a)
非	水洗化人口	52,614
	計画収集人口	52,279
	自家処理人口	335
水	水洗化人口	889,166 (b)
	公共下水道人口	395,227
	コミュニティプラント人口	348
	集落排水施設等人口	10,390
	浄化槽人口	483,201
	単独浄化槽	158,764
合併浄化槽	324,128	
	その他浄化槽	309

水洗化率 (b ÷ a)

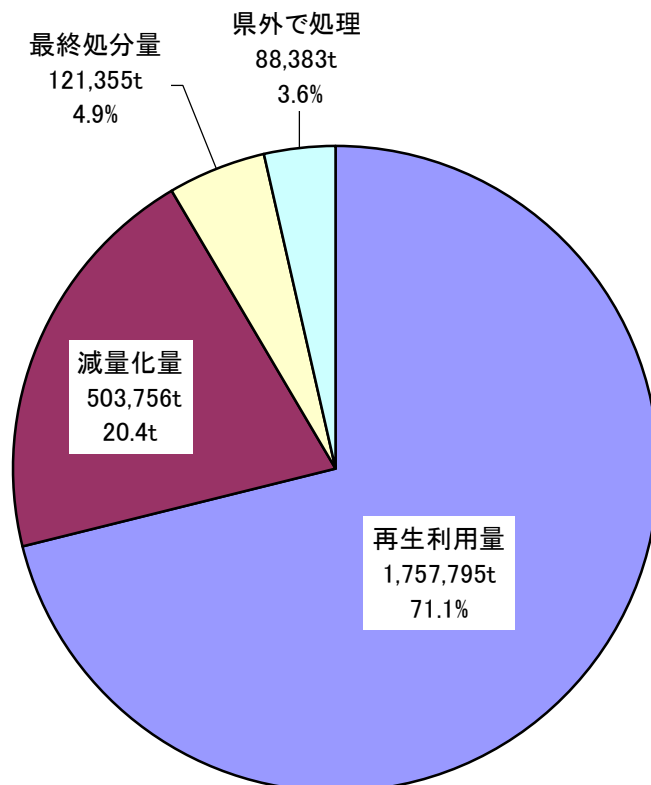
94.4%

2. 産業廃棄物の状況(令和6年度)

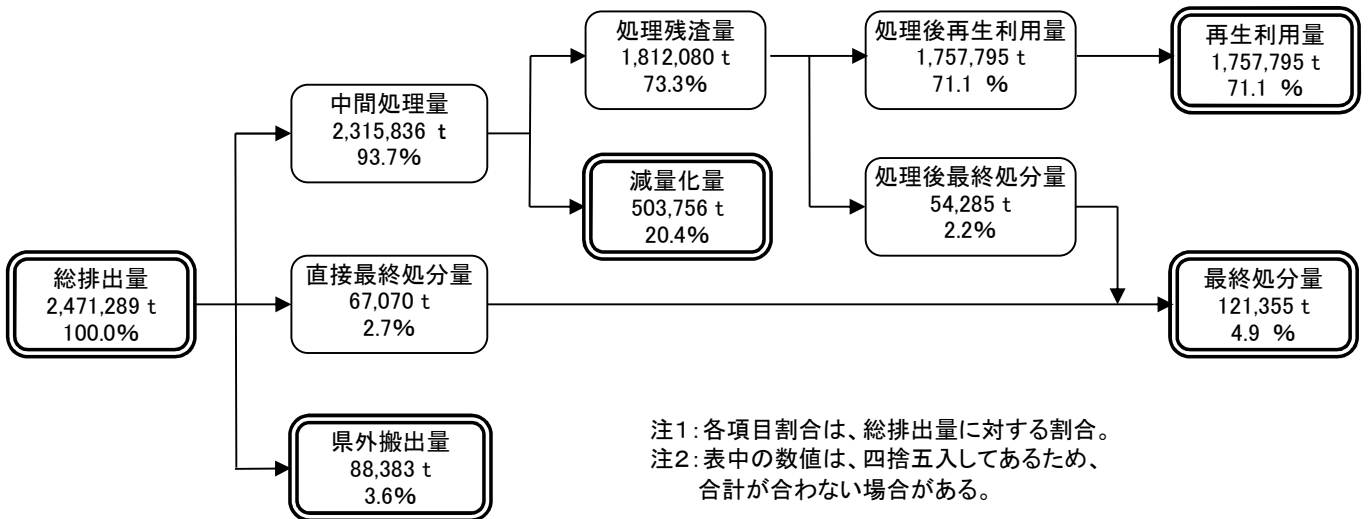
【産業廃棄物種類別排出量(単位トン)】



【産業廃棄物の処理状況(単位トン)】



【産業廃棄物処理の流れ】

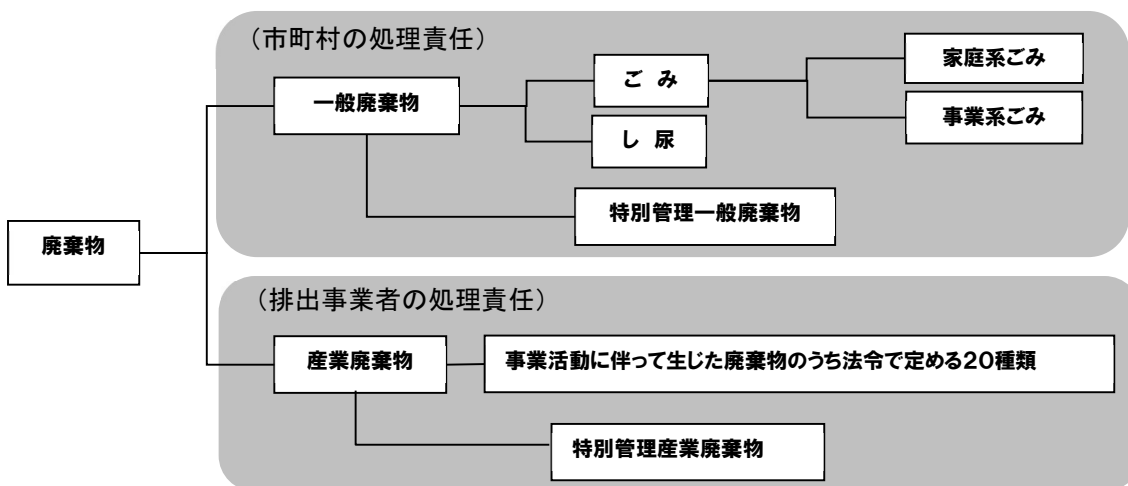


(参考2) 廃棄物の区分と定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)では、廃棄物とは自ら利用や他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものはこの法律の対象外となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のことをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます。

また、これらの廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。



○産業廃棄物20分類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、* 紙くず、* 木くず、* 繊維くず、* 動物又は植物に係る固形状の不要物、* 動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物以外)・陶磁器くず、鋳さい、工作物除去等のコンクリート破片等、* 動物のふん尿、* 動物の死体、ばいじん

上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

(*は業種指定)

○特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

(参考3) 廃棄物の減量化の目標【香川県循環型社会推進計画】（令和8年3月策定）

1. 一般廃棄物

令和12年度目標設定の考え方

総排出量 令和5年度から2.6万トン減の26.0万トンと設定
 リサイクル率 前計画の目標を据え置き24%と設定
 最終処分量 令和5年度から0.2万トン減の2.2万トンと設定
 1人1日当たりの排出量 令和5年度から32グラム減の793グラムと設定

	令和5年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
総排出量	28.6万t	26.0万t
リサイクル率	18.8%	24.0%
最終処分量	2.4万t	2.2万t
1人1日当たりの排出量	825g	793g

2. 産業廃棄物

令和12年度目標設定の考え方

総排出量 直近5年間の平均総排出量（245.3万t）を基準とし、国の第五次循環型社会形成推進計画の目標を勘案して算出。現況（R5）の248.3万tから0.8万tの削減を目指す。
 リサイクル率 全国平均を下回る排出量上位品目である廃プラスチック類のリサイクル率について、R12年度目標の75%まで上昇したと見込んで算出。現況（R5）の70.8%から1.6ポイントの増加を目指す。
 最終処分量 産業廃棄物の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況（R5）の12.4万tから2.3万tの削減を目指す。

	令和5年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
総排出量	248.3万t	247.5万t
リサイクル率	70.8%	72.4%
最終処分量	12.4万t	10.1万t

3. 一般廃棄物、産業廃棄物共通

令和12年度目標設定の考え方

廃棄物不適正処理 廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少する苦情件数ため

	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
廃棄物不適正処理（不法投棄以外）に係る通報を踏まえた対応件数	92件	69件
廃棄物不適正処理（不法投棄）に係る通報を踏まえた対応件数	35件	17件